

**魂まで
ゆづることはない！**

**国鉄改革法は、首切りと
国労潰しのために作られた**

自分の権利を他人の足
の下に投げ棄てることは
自分自身に対する人間の
義務に違反することであ
る。……汝の権利を踏
みにじつた者をして、處
罰を免れて恬然たらしむ
ことなかれ。

○なぜ12年もたつて今
改革法は首切の
ために作られた

現実を容認して、どのような合理化や権利破壊にも協力しなければダメだということである。

この本質を改めて想起しよう！

国鉄分割・民営化が、国労を潰し、総評を解体するために仕組まれた攻撃であつたことは、中曾根元首相自身が公言するところだが、国鉄改革法は、はじめからそのためにつくられた法律に他ならない。

代に通用する新しい世代の勤労千葉を創りあげよう！

一〇四七名の解雇撤回に に向け、ともに闘おう！

子を見させてもらう」と言つて
る。JR総連・革マルも、この
きとばかりに組織破壊攻撃を工
カレー卜させるであろう。

○なぜこんなことが：

国鉄改革法の本質とは何だつたのか。なぜ分割・民営化からすでに12年が経つ今も政府・自民党やJRは国労に対し、執拗なまでに「国鉄改革法の承認」を迫りつづけなのか。――国鉄改革法は、ぼう大な国鉄労働者の首切りを合法化し、国労一国鉄労働運動を潰すためにつくられた法律だ。そ意図と本質は、今も何ひとつ変わつてない。変わつていなければこそ闘いの旗を降ろすことの証、踏絵として改革法の承認を迫つているのだ。「改革法を事実としてのみならず、理念を含めて全面承認し

現実を容認して、どのような合理化や権利破壊にも協力しなければだめだということである。

◎アリ地獄に落ちる

改革法を承認をしたとたん、待つてましたとばかりにその翌日から、猛然と会社が攻めてることは間違いない。「組織の末端まで改革法承認の理念を徹底しろ」「すべての不当労働行為事件を取り下げない限り改革法を承認したとは認めない」「組合バッヂ着用などもつての他だ」「国鉄労働組合という名前そのものが改革法の理念にそぐわない」「一〇四七名問題が不当労働行為だという主張はとり下げる」「労使共同宣言を締結しろ」……こうした要求が次々につきつけられるのは、誰が考えても明らかだ。

JR東日本は、すでに「大会で改革法を承認するのは結構なことだが、問題は国労が実際にどう変わるかということだ。しばらく様

○何が起きたのか

絶対に忘れてはならないことがあります。あらためて想起しなければならないことがある。第二臨調の最終申一国鉄再建監理委員会の設置から分割・民営化強行までのわず四年間あまりの間に、20万人も国鉄労働者が首を切られ、職場追われたということだ。また吹荒れる嵐のなかで二百人の仲間たちが自殺に追い込まれた。そして七千名の組合員が国労や動労千であるというだけで「JJR不採用」を通告され、清算事業団に送ら^て三年後に一〇四七名の仲間たの二度目の首切りが強行された。そして国労解体に焦点をあてた当労働行為の嵐のなかで総評最の部隊と言われた20万国労は3人に切り崩され、総評は解散に

国鉄分割・民営化が、国労を潰し、総評を解体するために仕組まれた攻撃であつたことは、中曾根元首相自身が公言するところだが、国鉄改革法は、はじめからそのためにつくられた法律に他ならない。

○夜にしてすべてが

しかも、永年にわたる血のにじむような闘いによつて築きあげられてきた職場の権利や労働条件、協約などは、「新会社移行」を理由に一夜にしてすべて白紙に帰してしまつた。JR貨物の経営崩壊・今春闘での「ベアゼロ」攻撃の強要も分割・民営化の結果起ころべくして起きたものだ。

そればかりではない。国鉄分割・民営化以降、同様の手法を使つた首切り、リストラ、権利破壊が堰をきつたようにすべての労働者を襲つている。とくに5・28判決以降は、それは際立つたものとな

大失業と戦争の時代に通用する新しい世代の勤労千葉を創りあげよう！

つてはいる。つまり、国鉄改革法は、現在吹き荒れている資本攻勢や労働法制の抜本的な改悪攻撃の突破口を開いたのである。

国鉄改革法の本質は何よりもここにある。たんに国鉄労働者の問題であるばかりか、すべての労働者の団結と権利に係わる絶対に認めることのできない悪法である。

だからこそ政府・自民党やJRは、12年が経つ今も、国鉄改革法の承認を執拗に迫り、国労が存在していること自体を絶対に許さうとしないのだ。

○ 5・28判決の意味

あらためて言うが、5・28判決は、国労と一〇四七名闘争を力づくで解体するという、国家権力の意志につらぬかれた政治的判断であった。さらにそれにとどまらず、大失業時代の到来という情勢のなかで、今後否応なく起きるであろう労働者の怒りの声の噴出、反乱に対するは、労働組合法など無視して圧殺するという敵の側からの戦闘宣言でもある。だからこそ、全国の労働委員会命令をくつがえし、国鉄改革法を憲法二八条や労働組合法の上に置くという、暴論を書き連ねたのだ。

だが同時にこの判決は、政府・自民党が、12年に及ぶ闘いを恐れ困り果てていることを示した。国鉄闘争が、支配権力にとつてどうでもいい存在であるならば、このような強権をふるう必要はないはずだ。しかも敵の側にとつても打つ手がこれ以上あるわけではない。だからこそ問われているのは、原

点に還つて5・28反動判決と真正面から対決し、その意図を打ち碎くことであつた。そのときこそ、一〇四七名の解雇撤回闘争の勝利の展望は間違ひなく見えてくる。

確固とした闘いの路線・方針を

○ 5・28判決に反撃を

今必要なのは、国鉄改革法の承認などではない。全国の仲間たちに激を発し、5・28判決と、国労の路線転換を迫るような様々な罷への反撃を猛然と開始し、その闘いのなかで搖るぎない團結をうち固めることである。5・28判決が、国鉄闘争の解体のためにうち下ろされた刃であるとすれば、一〇四七名闘争の勝利の条件は、国労が火の玉となつてこれをはね返し微動だにしなかつたときこそ生みだされる。

○ JR体制との闘いを

また、政治決着方針のもとで意識的に抑え込まれてきたJRに対する闘い、JR総連・革マルに対する闘いを全面的に再開・再強化することだ。JR体制の矛盾は、列車をまともに動かすことができなくなるまでに積もつてゐる。革マルと手を結んだ労務政策も限界に達している。JR体制の矛盾・弱点を徹底して突く戦略・戦術、三万名の組合員団結力とそのエネルギーを存分に引きだしうる戦略・戦術を練り上げ、全国で一斉に闘いに起ちあがる必要がある。

国労はかつて、マル生攻撃に対して七一年の函館大会で、「座し

て死を待つよりは立つて反撃へ」のスローガンを確立して反撃に転じ、職場からの激しい闘いを通じて團結を回復し、マル生をはね返した伝統をもつてゐる。五二年の新潟大会でも、愛國労働運動派の方針を平和四原則を掲げる左派が圧倒し、以降つねに日本の労働運動を牽引しつづけた。今こそこのような決意が求められている。

○ 全国の闘いの先頭に

さらに、今国労に問われていることは、闘う労働運動の新しい潮流、闘う労働組合の全国的なネットワークを創りあげるために、その呼びかけを発し、先頭にたつて全国の無数の労働者の怒りの声を結集する組織者となることである。労働者が窒息させられようとしている時代状況のなかで、この間国労を支援してきた全国の仲間たちが国労に求め、期待しているのはこのことだ。敵の側もそれを恐れているからこそ、あくまでも労解体の手を緩めようとはしないのだ。つまり、今国労の執行部に問われていることは、日本の労働運動全体にとつて、国労という労働組合が持つ極めて大きな位置を自覚し、自らが矢面にたつ決意を固める必要があるということだ。

「恐慌前夜」といわれる時代。打つ手のない資本主義主義体制の危機が進行し、労基法の抜本的な改悪が強行され、国会では新安保ガイドライン関連法II戦争法案の審議がはじまつてゐる。時代と離れて労働運動や国鉄闘争が成立していないわけではない。国鉄改革法を承認すれば一〇四七名問題が解決

するなどといふことは絶対にあり得ない。この時代状況に対し、労働者がいかに反撃を開始するのかが問われている。

労働者の未來のかかつた闘いだ

一〇四七名闘争団が貢いた十数年の闘いは、戦後日本労働運動の歴史の中でも特筆大書すべき精華だ。一〇四七名の仲間たち、その家族の奮闘は、日本の労働者すべての宝だ。この思いをふみにじたところに労働運動は存在しない。だからこそ国鉄闘争は全国の労働者の結集軸となつて存在してきた。国労と国鉄闘争は日本の労働運動と労働者の未来を左右する位置にある。それだけに厳しい攻撃も集中することは間違ひないが、この点に自信と確信をもち、現場の組合員に心からの信頼をよせた確固たる指導路線が確立される必要がある。一〇四七名闘争の勝利は、こうした闘いのなかでこそ実現できるものだ。今こそ、確固とした闘いの路線・方針を確立し、團結を回復して反撃に起とう。

国鉄改革法の承認は、一〇四七名闘争団をはじめ、この十数年間の組合員の血のにじむような努力を水泡に帰し、国労を崩壊させてしまう道だ。われわれは現在の苦闘のなかから、階級的労働運動の牽引車として、伝統ある国鉄労働組合が再確立されることを期待してやまない。国労の仲間たち、ともに闘おう。一〇四七名の仲間たちの無念をはらそう！